

個人情報の取扱いに関するご通知

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）を遵守するにあたり、「出前館規約（自社配達・配達代行利用共通版）」（以下「原契約」という。）に基づく、サービス「出前館」の加盟店（原契約における出店申込者又は乙を指し、以下「加盟店」という。）は、下記の内容についてご同意のうえ、個人情報の取扱いについて遵守するものとする。なお、本通知は原契約の一部を構成するものとし、本書に定めのない事項は原契約の規定が適用されるものとする。原契約と本書の間で矛盾する事項がある場合は、当該箇所に関し本書の定めが原契約に優先して適用されるものとする。

第1条（目的）

本通知は、原契約に基づく取引において、株式会社出前館（以下「出前館」という。）から開示される出前館が管理する注文者等顧客（以下「顧客」という。）に関する個人情報（個人に関する情報で、単独又は複数の組み合わせ又は他の情報との照合により特定の個人を識別できる情報を含むものをいい、氏名・住所・電話番号・生年月日・メールアドレス・画像・音声・その他銀行口座番号・ID等個人別に付された符号等をいうが、これらに限らない。）につき、出前館の情報セキュリティ及び顧客のプライバシーに十分配慮し、個人情報保護法の精神及び関連ガイドラインの趣旨に則りこれを取扱うことを目的とする。

第2条（開示される個人情報）

出前館より開示される個人情報は、顧客が出前館が提供するサービスを通して加盟店に発注した商品及びサービスの配達を加盟店が行う際に必要な顧客の住所・電話番号・注文内容などの情報とする。なお、万が一、注文 FAX 用紙等（顧客の注文情報等を記載した FAX 用紙、電子メール、電子データ等、以下同じ。）に記載のない個人情報についての開示があった場合も、加盟店は前項に定める目的に従い、本通知の定めに基づいた取扱いを行うものとする。

第3条（個人情報の使用目的）

加盟店は、個人情報を発注した顧客への商品及びサービスの配達のためのみに使用するものとし、使用目的外の使用を行わないものとする。

第4条（個人情報の提供方法）

出前館は、顧客の委託に基づき顧客に代わって、個人情報を注文 FAX 用紙等にて加盟店に提供するものとする。

第5条（個人情報の複製制限）

加盟店は、第3条（個人情報の使用目的）に定める範囲を超えて個人情報の複製・複写（CD等の記憶媒体への保存を含む）を一切行ってはならない。

第6条（個人情報受取責任者）

加盟店の個人情報の受け取り責任者は、原契約の契約者とする。責任者が変更になった場合は、直ちに書面をもって出前館に通知するものとする。

第7条（第三者への個人情報開示等の禁止）

加盟店は、個人情報をいかなる第三者（出前館による権限付与が確認されない出前館の社員等の関係者を含む。）に対しても開示・提供を行わないものとし、漏えいしないものとする。

第8条（個人情報の処分）

- 1 加盟店は、原契約終了後又は使用目的終了後は、個人情報（複製が許可された場合当該複製物を含む。）を合理的に安全かつ確実な方法によりすみやかに処分するものとする。
- 2 加盟店は、前項の処分について出前館より処分の指示があった場合には、出前館の請求に応じて処分方法を明記の上、処分の事実を証する書面を提出するものとする。

第9条（監査）

出前館は、加盟店に対し、原契約の履行状況の確認を目的として、加盟店の営業時間内において、加盟店の事業所に立ち入り、個人情報管理状況（管理システム内監査を含む。）に関する監査を実施することができる。この場合、出前館は機密保持契約等を締結した監査人に監査を委託することができる。

第10条（損害軽減義務）

- 1 加盟店は、個人情報の事故を発見した場合、直ちに前館にその旨を通知する。
- 2 出前館の責に帰すべからざる事由により個人情報の事故が生じた場合、加盟店は、顧客及び出前館の損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任をもって講じる。また、個人情報の事故の再発を防止するため出前館と協議の上その防止策を検討し、自己の費用と責任をもってその防止策を講じる。

第11条（有効期間）

本通知に定める事項は、本通知の各条項に別段の定めがない限り、原契約の存続期間中、有効に存続するものとする。なお、原契約終了後においても、第8条、第9条、第10条第2項の規定は有効に存続するものとする。

改定日

2021年7月19日